

平成31年第 1 回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その2)

堺 市

目 次

	頁
議案第 11 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 12 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 13 号 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 14 号 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 15 号 堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 16 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 17 号 堺市公園条例の一部を改正する条例	15
議案第 18 号 堺市地域下水道条例を廃止する条例	19
議案第 19 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	21
議案第 20 号 堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例	23
議案第 21 号 堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例	25
議案第 22 号 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
議案第 23 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第 24 号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例	31
議案第 25 号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 26 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第 27 号 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例	37
議案第 28 号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 29 号 工事請負契約の締結について [堺保健センター・市民駐車場建設外工事]	45
議案第 30 号 工事請負契約の締結について [堺保健センター・市民駐車場建設外工事に伴う電気設備工事]	49

議案第 31 号	財産の減額貸付けについて	53
議案第 32 号	財産の減額貸付けについて	57
議案第 33 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について	61
議案第 34 号	包括外部監査契約の締結について	65
議案第 35 号	市道路線の認定について	67
議案第 36 号	大字畑共有地処分について	81
報告第 1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	85
報告第 2 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	89
報告第 3 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	93

平成31年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 31 年 2 月 12 日

堺市長 竹 山 修 身

- | | |
|----------|--|
| 議案第 11 号 | 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 12 号 | 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 13 号 | 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 14 号 | 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 15 号 | 堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 16 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 17 号 | 堺市公園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 18 号 | 堺市地域下水道条例を廃止する条例 |
| 議案第 19 号 | 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | 堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21 号 | 堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 22 号 | 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 23 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 24 号 | 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 25 号 | 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 26 号 | 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 27 号 | 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 28 号 | 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 |

議案第 29 号	工事請負契約の締結について
議案第 30 号	工事請負契約の締結について
議案第 31 号	財産の減額貸付けについて
議案第 32 号	財産の減額貸付けについて
議案第 33 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について
議案第 34 号	包括外部監査契約の締結について
議案第 35 号	市道路線の認定について
議案第 36 号	大字畑共有地処分について
報告第 1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
報告第 2 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
報告第 3 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 20 の項事務の欄中「堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費」を「堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費」に改める。

別表第 2 の 21 の項事務の欄中「堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費」を「堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費」に改め、同表に次の 1 項を加える。

77 市長	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 に 1 項を加える改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務の開始を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、別表第 2 に 1 項を加える改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

別表第 2	別表第 2 に 1 項を加える改正規定	別表第 2
別表第 2 に 1 項を加える改正規定	別表第 2 に 1 項を加える改正規定	別表第 2

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項及び第 7 条の 5 に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第 7 条の 3、第 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条の 5 各号列記以外の部分中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の趣旨を踏まえ、職員の時間外勤務等について必要な措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中

「	<table><tr><td>3,000</td></tr><tr><td>5,100</td></tr><tr><td>7,500</td></tr></table>	3,000	5,100	7,500	を	「	<table><tr><td>2,000</td></tr><tr><td>4,200</td></tr><tr><td>7,100</td></tr></table>	2,000	4,200	7,100	に
3,000											
5,100											
7,500											
2,000											
4,200											
7,100											
」			」								

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 通勤のため自転車を使用することを常例とする職員（その自転車の使用距離等を踏まえ規則で定める職員をいう。）については、この表に定める額に 1,000 円（その職員の住居が本市の区域内にある場合については、2,000 円）を加算した額を支給月額とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

堺市職員の給与に関する条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

- (1) 交通用具に係る通勤手当における片道の通勤距離 15 キロメートル未満の支給額について、国家公務員の通勤手当の支給額を踏まえて見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 通勤のため自転車の使用を常例とする職員（自転車の使用距離等を踏まえ規則で定める職員をいう。）に係る通勤手当について、その支給額を加算することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

- 2 風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、職員(堺市職員の給与に関する条例第17条第2項に規定する通勤をすることが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、交通機関又は有料の道路を利用せず、かつ、自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、旅費を支給することができる。

(堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項に定めるもののほか、風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、非常勤職員(規則で定めるものを除く。)が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該非常勤職員に対し、その旅行に要した費用を費用弁償として支給することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部改正について

1 改正の趣旨

風水害その他非常災害により、職員がやむを得ず常例として通勤している経路と異なる経路で旅行した場合における旅費の支給に関する特例措置を設けることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(上下水道事業管理者に係る特例)

10 平成31年3月31日に上下水道事業管理者の職にある者については、第18条の規定は適用しない。

(市長等の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の退職手当の特例に関する条例(平成29年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(上下水道事業管理者の退職手当の特例)

第3条 市長の現任期(平成31年4月1日以後の期間に限る。)中において上下水道事業管理者に任命された者に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)は、堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

上下水道事業管理者に係る退職手当について特例措置を設けることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会の項を削り、同表堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の項委員の定数の欄中「8 人」を「9 人」に改め、同表堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定について、より一層充実した審議及び審査を行うため、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の委員の定数を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定が完了したため、当該選定についての審議及び審査に関する事務を行う堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 南海高野線連続立体交差事業における最適な鉄道構造形式の検討が完了したため、当該審議に関する事務を行う堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「	原池公園	体育館 スケートボードパーク	を
」			

「	原池公園	体育館 スケートボードパーク 野球場	に
」			

改める。

別表第 4 第 8 項の表中

「	白鷺公園野球場	1 面 1 時 間	1,020 円	を
」				

「	白鷺公園野球場	1 面 1 時 間	1,020 円	
	原池公園野球場	グラウンド	1 面 1 時 間	8,600 円
		屋 内 練 習 場	1 室 1 時 間	700 円
		屋 内 プ ル ペ ン	1 室 1 時 間	700 円
		会 議 室	1 室 1 時 間	400 円
		更 衣 室	1 室 1 時 間	100 円
」				

改め、同表の備考第 1 号を次のように改める。

- (1) 原池公園野球場の休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に 1.2 を乗じて得た額とする。

別表第 4 第 8 項の表備考第 3 号ア中「第 1 号」を「第 2 号」に改め、同号を同表備考第 4

号とし、同表中備考第2号を備考第3号とし、備考第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金（前号に該当する場合にあっては、前号の額。第4号イにおいて同じ。）の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例による改正後の堺市公園条例の規定の例により行うことができる。

堺市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

スポーツを通じて明るく元気で活力あるまちづくりを進めるため、質の高い環境で野球に親しみ、観戦できる野球場（有料施設）を原池公園に設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市地域下水道条例を廃止する条例

堺市地域下水道条例（平成 3 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（使用料に係る経過措置）

- 2 この条例の施行前におけるこの条例による廃止前の堺市地域下水道条例別表に規定する地域下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市地域下水道条例の廃止について

1 廃止の理由

南区畑地域において公共下水道が整備されることに伴い、当該地域における地域下水道を廃止し、及び当該公共下水道への切替えを行うため、本条例を廃止するものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を 改正する条例

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「6 月」を「9 月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成 31 年 9 月 30 日までの期間に係るこの条例による改正後の第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者」とする。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）の一部改正により、児童扶養手当の受給資格者に係る所得の参照時期が変更されることを踏まえ、本市のひとり親家庭医療費の助成対象要件における所得の参照時期を変更することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 7 月 1 日から施行するものであること。

堺市立舳松職能訓練センター条例の 一部を改正する条例

堺市立舳松職能訓練センター条例（昭和 63 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「心身障害者等」を「障害者等」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（入所対象者）

第 4 条 センターに入所することができる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者等であつて、本市の区域内に住所を有するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立舳松職能訓練センター条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立舳松職能訓練センターの入所対象者に係る規定について見直すこととし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市保健所運営協議会条例の一部を 改正する条例

堺市保健所運営協議会条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する事項について審議し、市長に意見を具申することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市保健所運営協議会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市保健所運営協議会における審議を必要に応じて効率的かつ効果的に行うことができるようにするため、その所掌事務について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 精神病床を有する病院（省令第 43 条の 2 に規定するものを除く。）に係る第 3 条の規定の適用については、当分の間、同条中「第 3 項各号」とあるのは、「第 3 項各号並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「平成 13 年改正省令」という。）附則第 20 条」とする。

附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 平成 13 年 3 月 1 日前に医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第 7 条第 1 項の開設の許可を受けている病院の建物（同日前から存するもの（同日前において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧法第 1 条の 5 第 3 項に規定する療養型病床群に係る病床であって、平成 13 年改正省令第 8 条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 35 号）附則第 8 条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第 3 条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 5 年厚生省令第 3 号）附則第 6 条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第 4 条の規定（省令第 21 条第 2 号から第 4 号までの規定に係る部分に限る。）に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正を踏まえ、精神病床を有する病院の従業者の員数及び療養病床を有する病院の施設面積に係る基準について必要な経過措置を設けるとともに、療養病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置について、本市の区域内に所在する全ての病院が現行の基準を満たしたことに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号及び第 12 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同項第 23 号中「第 53 条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同項第 24 号中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同項中第 61 号を第 65 号とし、第 59 号及び第 60 号を 4 号ずつ繰り下げ、第 58 号の次に次の 4 号を加える。

(59) 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1 件 730,000 円以内において規則で定める額

(60) 法第 87 条の 2 第 2 項において準用する同法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1 件 365,000 円以内において規則で定める額

(61) 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1 件 120,000 円

(62) 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1 件 160,000 円

第 34 条第 4 号、第 34 条の 3 第 4 号及び第 34 条の 5 第 7 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を定めるとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 法第 53 条第 5 項の規定に基づく前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における当該壁面線等を越えない建築物に係る建蔽率の特例許可申請手数料（第 33 条第 1 項第 23 号）
- (2) 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料（第 33 条第 1 項第 59 号）
- (3) 法第 87 条の 2 第 2 項において準用する同法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料（第 33 条第 1 項第 60 号）
- (4) 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として必要と認められる期間を定めて使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（第 33 条第 1 項第 61 号）
- (5) 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として必要と認められる期間を定めて使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（第 33 条第 1 項第 62 号）

2 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日から施行するものであること。

堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例

(堺市特別用途地区建築条例の一部改正)

第1条 堺市特別用途地区建築条例(昭和48年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5条第2項中「第48条第15項及び第16項」を「第48条第15項、第16項第1号及び第17項」に改める。

(堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表(う)の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

(堺市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

(堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第53条第5項第1号」を「第53条第6項第1号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市特別用途地区建築条例（昭和 48 年条例第 40 号）
- (2) 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 年条例第 18 号）
- (3) 堺市建築基準法施行条例（平成 12 年条例第 33 号）
- (4) 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 25 年条例第 39 号）

2 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日から施行するものであること。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 20 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号及び第 6 号を 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 10 条第 1 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条ただし書中「及び第 6 条」を削り、「第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を第 11 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の第 5 条第 1 項に規定する隔日勤務等従事手当については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに終了する当務（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）について支給するものとし、施行日以後の日に終了する当務については、支給しない。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の第 5 条の規定により支給すべき事由が生じた隔日勤務等従事手当については、なお従前の例による。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

消防職員に対して支給する特殊勤務手当のうち、隔日勤務等従事手当及び夜間特殊業務手当の趣旨を踏まえた見直しを行い、隔日勤務等従事手当を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に 関する条例の一部を改正する条例

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「又は第 2 号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年度以前の分の保育料（平成 31 年 4 月 1 日以後に徴収すべき事由が生じたものを含む。）については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 28 号）の一部改正により、平成 31 年 4 月 1 日付けで堺市立認定こども園百舌鳥幼稚園が廃止されることに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する 条例

堺市立みはら歴史博物館条例（平成 16 年条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、技術的な」を「又は技術的な」に改める。

第 4 条中「展示室に入場しよう」を「展示を観覧しよう」に改める。

第 6 条第 3 項各号列記以外の部分中「次」を「委員会は、次」に改め、同項第 2 号中「建物」を「博物館の施設」に改め、同条第 4 項中「付ける」を「付す」に改める。

第 15 条を第 29 条とする。

第 14 条中「拒絶し」を「拒否し」に改め、同条を第 17 条とし、同条の次に次の 11 条を加える。

（禁止行為）

第 18 条 何人も、博物館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められる行為

2. 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、博物館からの退館を命ずることができる。

（損害の賠償等）

第 19 条 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は委員会の定める損害額を本市に賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第 20 条 委員会は、博物館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第 21 条 前条の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホール等の使用の許可その他の博物館の運営に関する業務（第 5 条第 1 項に規定する特別利用の許可を除く。）
- (2) 第 2 条各号に掲げる事業の実施等に関する業務のうち委員会が指定する業務
- (3) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、博物館の管理上、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第 22 条 委員会は、第 20 条の規定により指定管理者に博物館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他教育委員会規則で定める書類を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める要件

（公告）

第 23 条 委員会は、前条第 3 項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第 25 条第 1 項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（報告、調査及び指示）

第 24 条 委員会は、博物館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必

要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 25 条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により博物館の管理を継続することができなくなつたと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第 26 条 市長は、博物館資料の展示の観覧及びホール等の利用に係る料金（第 5 条第 2 項の特別利用料を除く。以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 博物館資料の展示の観覧又はホール等の利用をしようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第 27 条 博物館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その

他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

- 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第28条 指定管理者は、故意又は過失により博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（保証金）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

- 2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。
- 3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付けない。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条第2項中「別表第3に」を「市長が」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

- 2 第10条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

第8条第1項第2号中「基づく」の次に「規則その他の」を加え、同条第2項中「等により」を「、使用の制限若しくは停止又は退館によって」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（特別の設備の設置）

第10条 使用者は、ホール等の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

第7条中「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第7条 ホール等を連続して使用することができる期間は、5日間とする。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中「第4条関係」を「第4条、第26条関係」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第13条、第26条関係」に改め、同表第2項中「10割」の次に「に相当する額」を加え、同表第3項中「基本料金にその10割を」を「それぞれの区分に係る基本料金の10割以内において市長が定める額を当該基本料金に」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市立みはら歴史博物館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立みはら歴史博物館の更なる活性化及び効率的な運営を図るため、同博物館の管理及び運営について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に規定する指定管理者制度を導入することとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 5 条第 2 号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了者）」を加え、同条第 4 号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了者）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験に合格した者（選択科目として水道環境を選択した者に限る。）は、この条例による改正後の第 4 条第 8 号の規定の適用については、同号に規定する合格者とみなす。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の一部改正により専門職大学の制度が新たに設けられることにより、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)が一部改正されることを踏まえ、所要の改正を行うものであること。
- (2) 技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)の一部改正により技術士試験の第 2 次試験の選択科目が見直されることにより、水道法施行規則が一部改正されることに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 堺保健センター・市民駐車場建設外工事
- 2 工事概要 保健センター棟新築 鉄骨造地上 4 階建 延べ面積 3,707.86㎡
市民駐車場棟新築 鉄骨造地上 7 階建 延べ面積 8,028.56㎡
ガスメーター室新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 8.40㎡
旧公用車立体駐車場棟解体 鉄骨造地上 2 階建 延べ面積 1,925.15㎡
旧車両管理事務所棟解体 鉄骨造地上 2 階建 延べ面積 214.27㎡
ガスメーター室解体 鉄骨造平屋建 延べ面積 8.60㎡
倉庫解体 鉄骨造平屋建 延べ面積 15.86㎡
既設庁舎改修
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 大阪市中央区久太郎町 2 丁目 5 番 28 号
大末・丸末建設工事共同企業体
代表構成員 大末建設株式会社 大阪本店
取締役常務執行役員本店長 村尾 和則
他の構成員 株式会社丸末
代表取締役 山本 良継
- 4 契約金額 2,548,638,000 円
うち取引に係る消費税額等 188,788,000 円
- 5 仮契約の日 平成 31 年 1 月 17 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た日の翌日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）から平成33年7月30日まで
- 3 入札執行日時 平成31年1月7日 午後2時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位、円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
大 建 設 工 事 共 同 企 業 体	丸 末 体	2,359,850,000	落 札
鴻 池 組・鴻 池 ビ ル テ ク ノ 建 設 工 事 共 同 企 業 体		2,371,000,000	
岩 田 地 崎・利 晃・ア ー キ・マ コ ト 建 設 工 事 共 同 企 業 体		2,372,645,000	

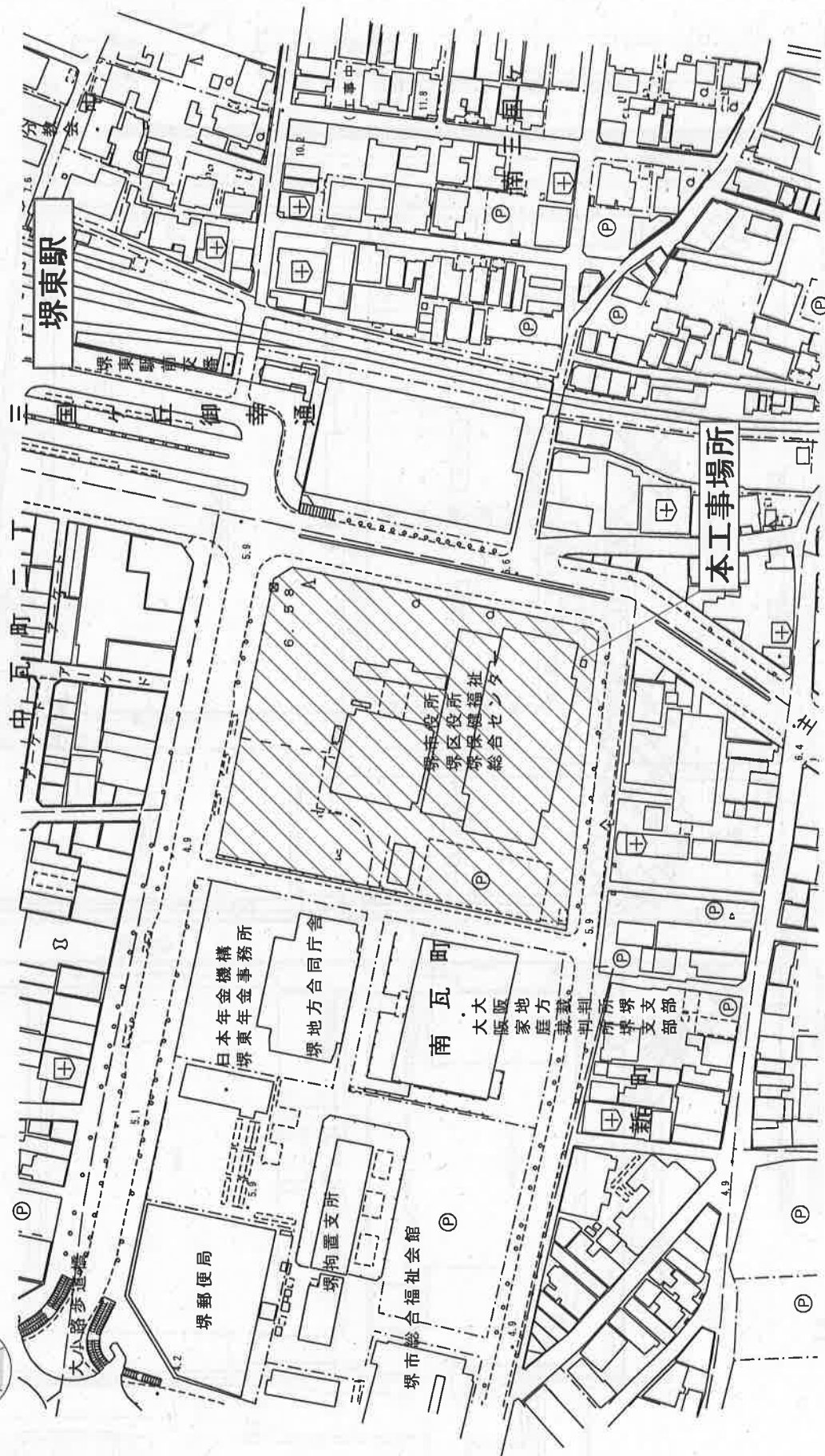
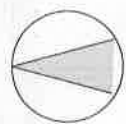
(備考) 予定価格 2,372,645,000 円、調査基準価格 2,198,198,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

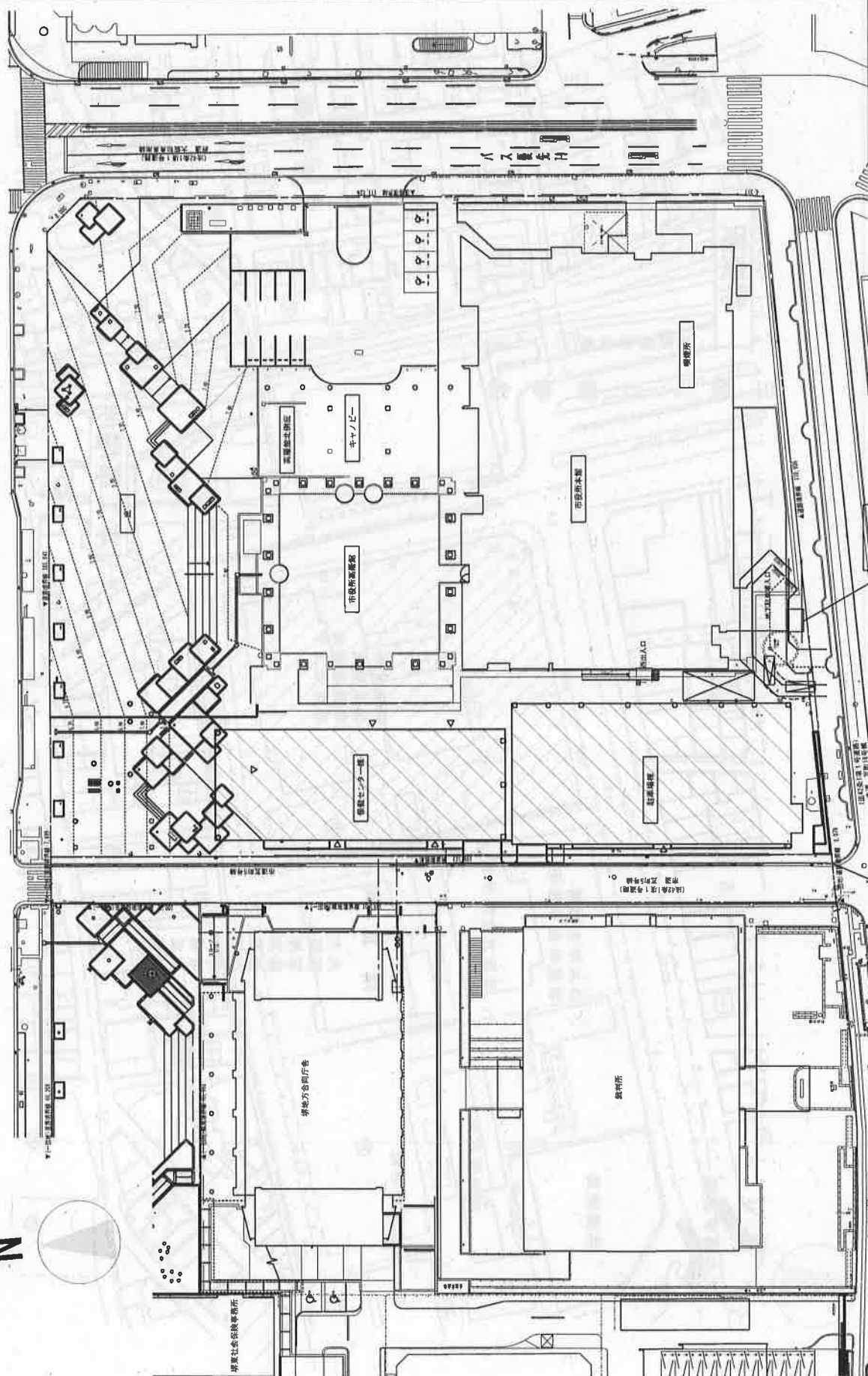
N

堺保健センター・市民駐車場建設外工事

No. 1



工事場所：堺市堺区南瓦町3番1号 付近見取図



圖畫記

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 堺保健センター・市民駐車場建設外工事に伴う電気設備工事
- 2 工事概要 電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備
構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備
拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備
駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路
- 3 契約の相手方 大阪市北区与力町1番27号
三栄・西尾建設工事共同企業体
代表構成員 三栄電気工業株式会社 大阪支店
取締役支店長 早川 昭二
他の構成員 株式会社西尾電設
代表取締役 西尾 崇
- 4 契約金額 379,080,000 円
うち取引に係る消費税額等 28,080,000 円
- 5 仮契約の日 平成31年1月22日

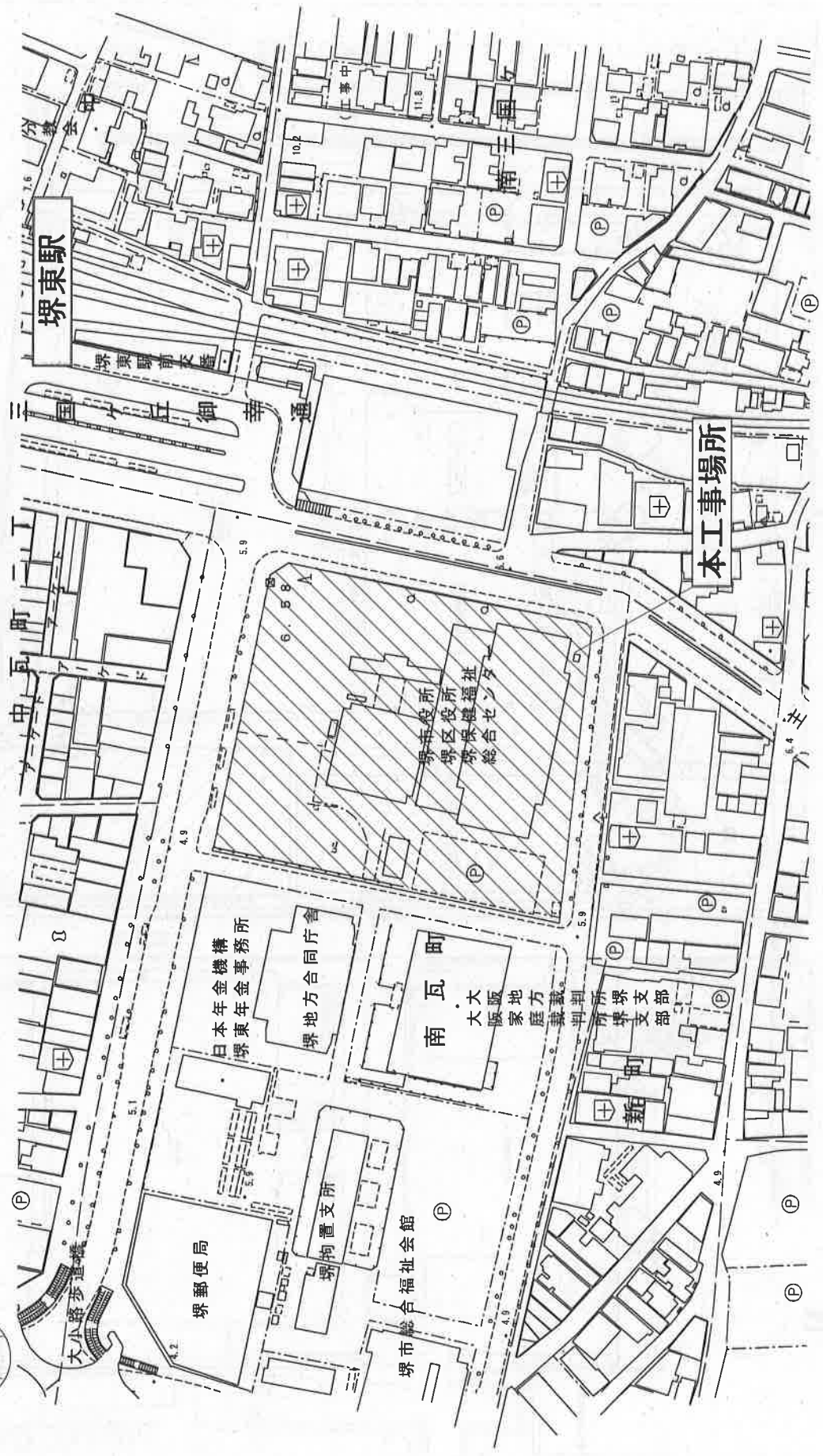
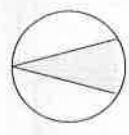
工事請負契約の締結について

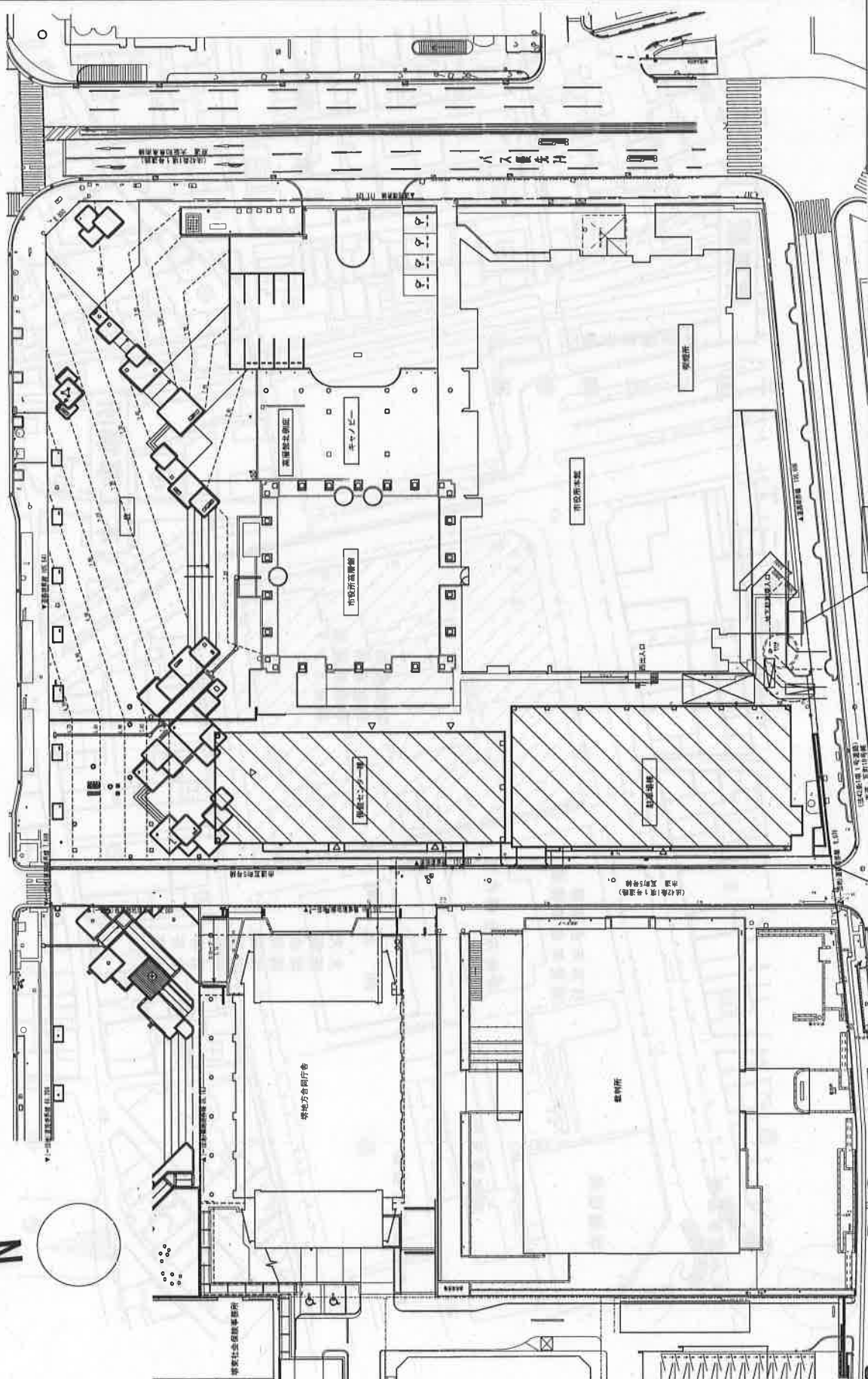
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た日の翌日(堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)から平成33年7月30日まで
- 3 入札執行日時 平成31年1月8日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参 加 者 \ 経 過	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
三 栄 ・ 西 尾 建設工事共同企業体	108.5	351,000,000	30.911	落 札
大 栄 ・ 鶴 田 建設工事共同企業体	110	375,400,000	29.302	
東 陽 ・ 真 鍋 建設工事共同企業体	109.5	374,175,000	29.264	
日本電設・サンエレック 建設工事共同企業体	107.5	377,000,000	28.514	
関電工・小池田電工 建設工事共同企業体	106.5	384,000,000	27.734	
八千代・さつき 建設工事共同企業体	106	393,980,000	26.904	
藤井電機・R a i n g 建設工事共同企業体	107	401,665,000	26.639	

(備考) 予定価格 371,463,000 円、調査基準価格 341,669,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





圖畫記

財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)
堺市南区若松台 2 丁 1 番 1 のうち	宅 地	683.92

2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

3 貸付けの相手方

堺市南区若松台 2 丁 1 - 2 ローレルコート泉ヶ丘 205 号室

若松台近隣センター駐車場管理組合

組合長 万代 哲也

4 貸付料

減額前 年額 1,148,310 円

減額後 年額 489,507 円

5 貸付期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

財産の減額貸付けについて

地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、若松台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

1 減額貸付けを行う理由

本地区近隣センター駐車場は、若松台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成10年6月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

2 減額の内容

貸付けをする財産のうち、近隣センター利用者が無料で駐車できる区域について貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図



財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地 積 (㎡)
堺市南区晴美台 1 丁 30 番 13 のうち	宅 地	879.42

2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

3 貸付けの相手方

堺市南区晴美台 1 丁 30 - 2 - 105

晴美台近隣センター駐車場管理組合

組合長 大上 兼嗣

4 貸付料

減額前 年額 1,536,548 円

減額後 年額 662,872 円

5 貸付期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

財産の減額貸付けについて

地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、晴美台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

1 減額貸付けを行う理由

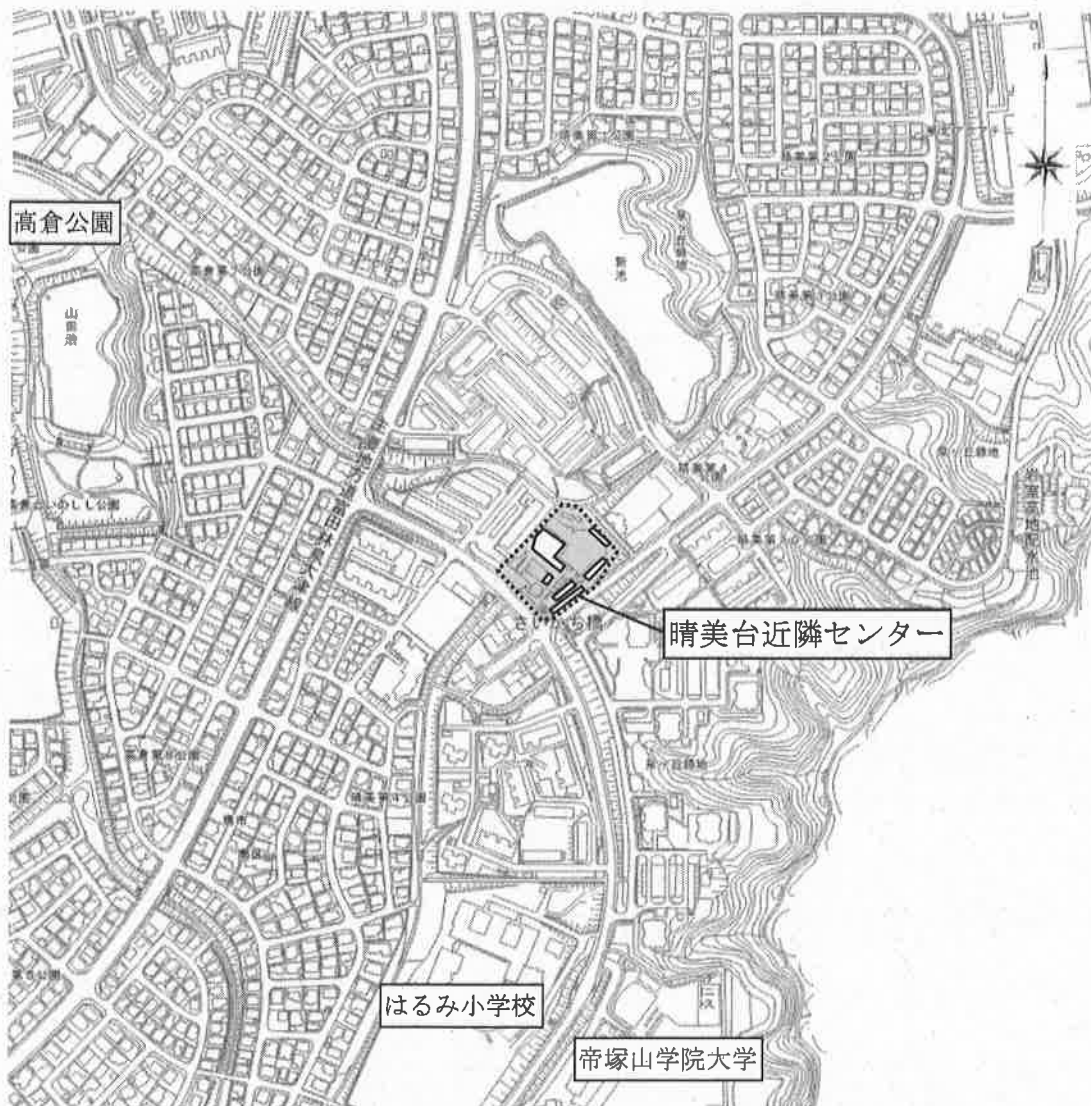
本地区近隣センター駐車場は、晴美台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成3年12月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

2 減額の内容

貸付けをする財産のうち、近隣センター利用者が無料で駐車できる区域について貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図



児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

児童自立支援施設に関する事務の委託について、平成 30 年 3 月 28 日議決を経て定めた児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約を改正する次の規約案をもって大阪府と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第5条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により本市が委託した児童自立支援施設に関する事務を変更するために、同条第 2 項の規定による大阪府との協議について、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約第 5 条において、委託期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとするとしたが、堺市立の児童自立支援施設を整備するまでの当面 1 年間、委託期間を変更するものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の金額 15,000,000 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市住吉区帝塚山中 2-2-24-402
弁護士 中務 正裕

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
4224	泉田中豊田2号線	南区泉田中1143番1 南区豊田2990番31		本市施行
7690	福田268号線	中区福田790番10地先 中区福田790番13地先		開発に伴う寄付
ハ1038	浜寺諏訪森東22号線	西区浜寺諏訪森町東3丁342番6地先 西区浜寺諏訪森町東3丁342番4地先		〃
カ587	香ヶ丘29号線	堺区香ヶ丘町5丁60番5地先 堺区香ヶ丘町5丁60番8地先		都市計画法第39条による帰属
ハ1037	土師212号線	中区土師町3丁1723番9地先 中区土師町3丁1724番6地先		〃
ヒ946	日置荘原寺口置荘北2号線	東区日置荘原寺町461番39地先 東区日置荘北町3丁301番1地先		〃
カ585	上草部1号線	西区上41番4地先 西区草部689番5地先		〃
カ586	上83号線	西区上167番5地先 西区上167番10地先		〃
4223	稲葉11号線	南区稲葉3丁318番26地先 南区稲葉3丁315番29地先		〃
9072	和田東2号線	南区和田東317番7地先 南区和田東317番3地先		〃
ノ124	野遠43号線	北区野遠町28番5地先 北区野遠町28番15地先		〃

市道認定路線図

73-02

整理番号 1224

泉田中豊田2号線

凡
例



認定道路

市道認定路線図

73-02

整理番号 1224

泉田中豊田2号線

2890-31

凡
例

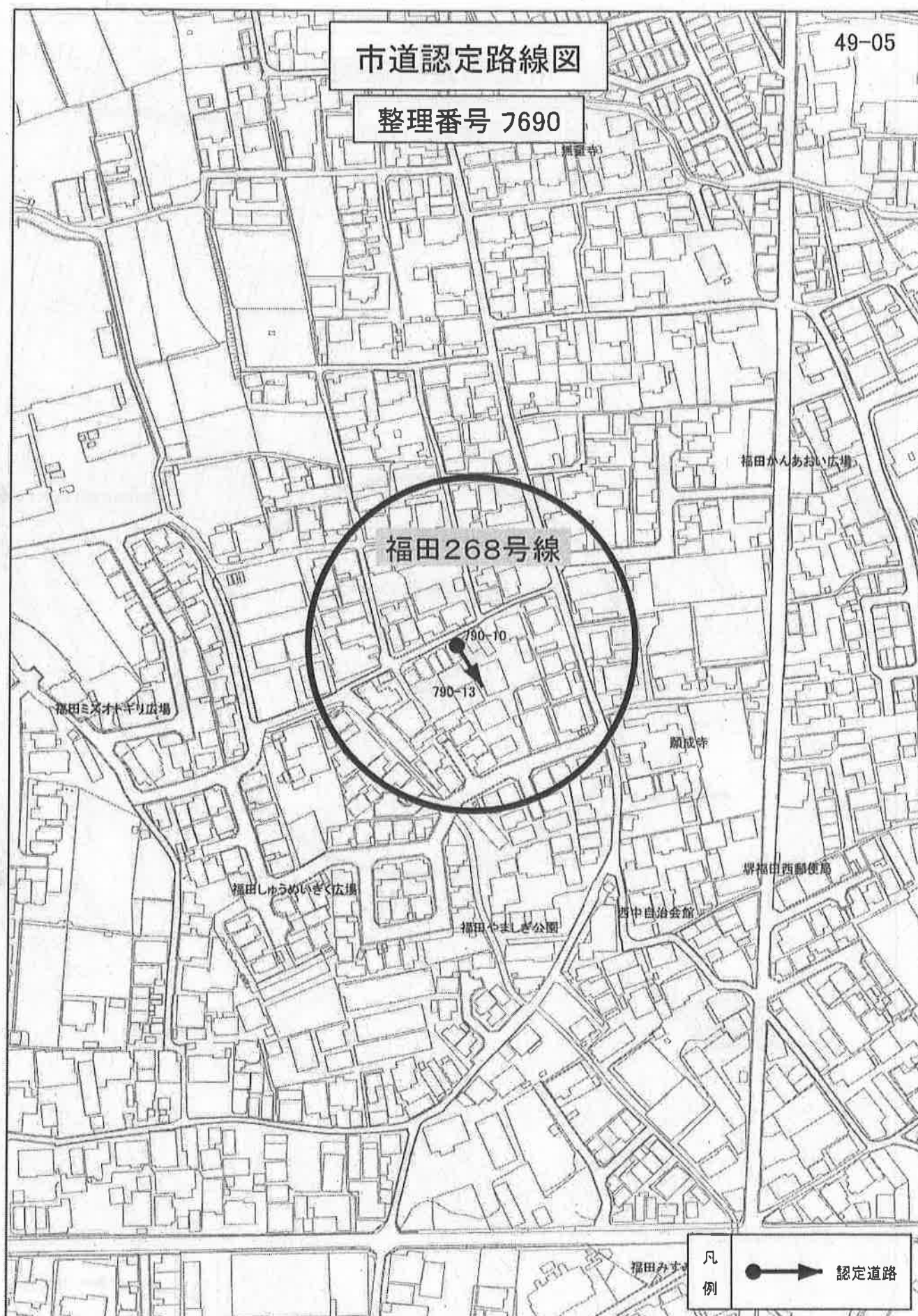


認定道路

市道認定路線図

整理番号 7690

49-05



市道認定路線図

31-14

整理番号 ハ1038

諏訪 森郵便局

学校法人船尾幼稚園 船尾日曜学校

浜寺諏訪の森町東ほおすき広場

浜寺諏訪森東22号線

342-6

342-4

浜寺元町共有墓地

市営浜寺団地集会所

浜寺昭和町広場
福智交友会浜寺聖書幼稚園

凡
例

●→ 認定道路

市道認定路線図

10-05

整理番号 力587



市道認定路線図

33-25

整理番号 ハ1037

土師豊いの家
土師町公民館

西福寺

ひかり保育園分園

日本キリスト教団土師教会

堺土師郵便局

土師212号線

1723-0

1724-6

土師町ちどり公園

市立土師小学校

凡
例

●→ 認定道路

市道認定路線図

35-25

整理番号 ㊦946

日置荘原寺日置荘北2号線

461-39

301-1

日置荘北町
東池グラウンド

日置荘北町
東池グラウンド

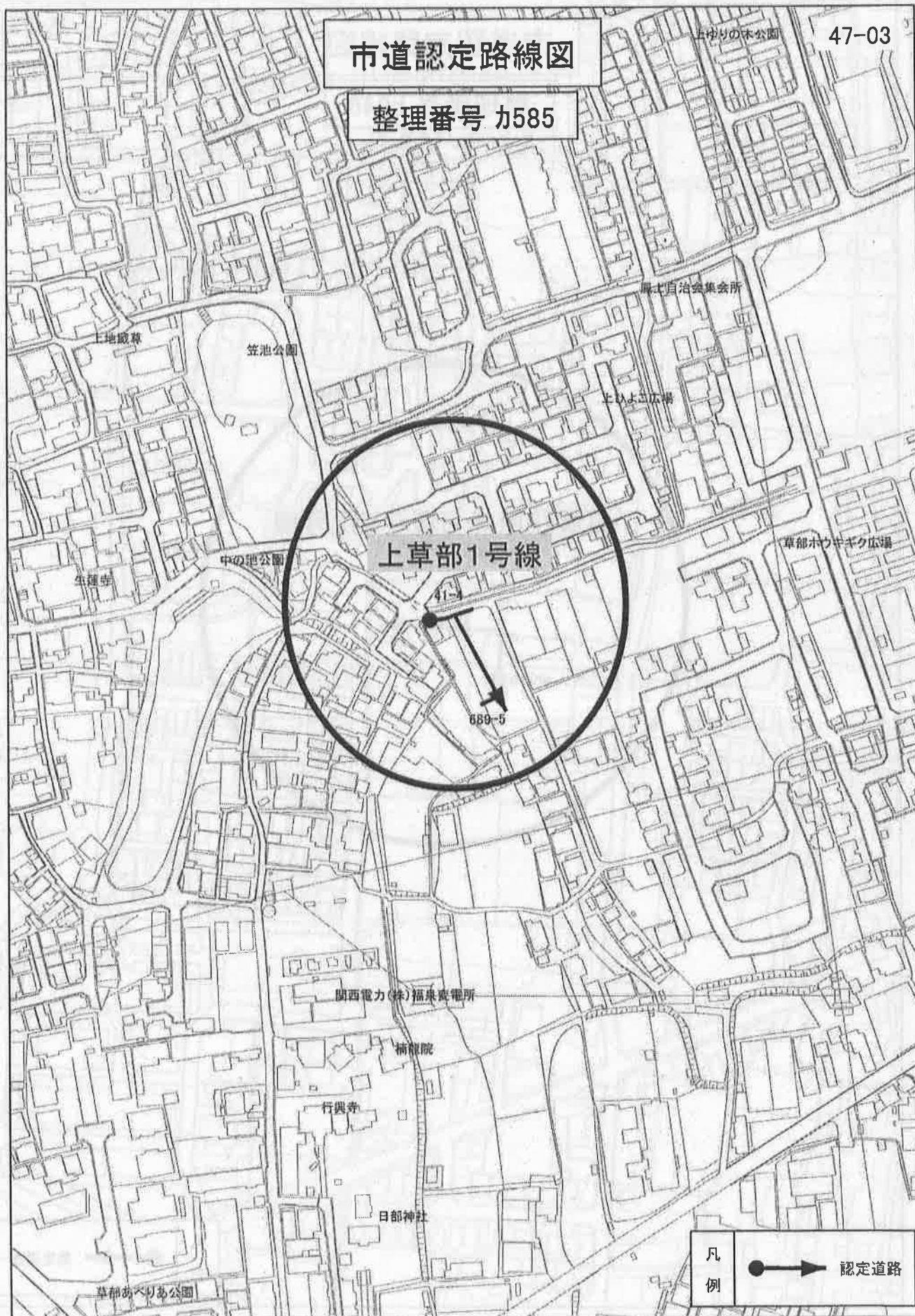
凡
例



認定道路

47-03

上ゆりの木公園



特別養護老人ホーム朋友館
社会福祉法人おとし福社会

市道認定路線図

整理番号 ㌦586

39-23

たつのおとし公園

上カボス公園

市立福泉上小学校

上83号線

187-5

187-10

笠池公園

上びよこ広場

前立塚上高等学校

草部ホウキク広場

凡
例



認定道路

市道認定路線図

59-05

整理番号 1223

稲葉11号線

316-26

315-29

凡
例

●→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7072

55-17

シュガ谷
公園

市野山人民野山
基のクリニク

和田東2号線

317-2 317-7

山台中学校

凡
例



認定道路

市道認定路線図

27-11

整理番号 /124

野遠町ちびっこ老人園の広場

野遠43号線

28-5

28-15

界北八下郵便局

凡
例

●→ 認定道路

大字畑共有地処分について

次のとおり大字畑共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市南区畑	907 番 1	ため池	1,980	2,388.06	中之谷池
	907 番 2	堤	462		

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

畑自治会

代表者 堺市南区畑 1908 番地 会長 山下 宗久

3 処分の相手方

堺市東区*****

4 処分金額

金 1,980,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字畑共有地処分について

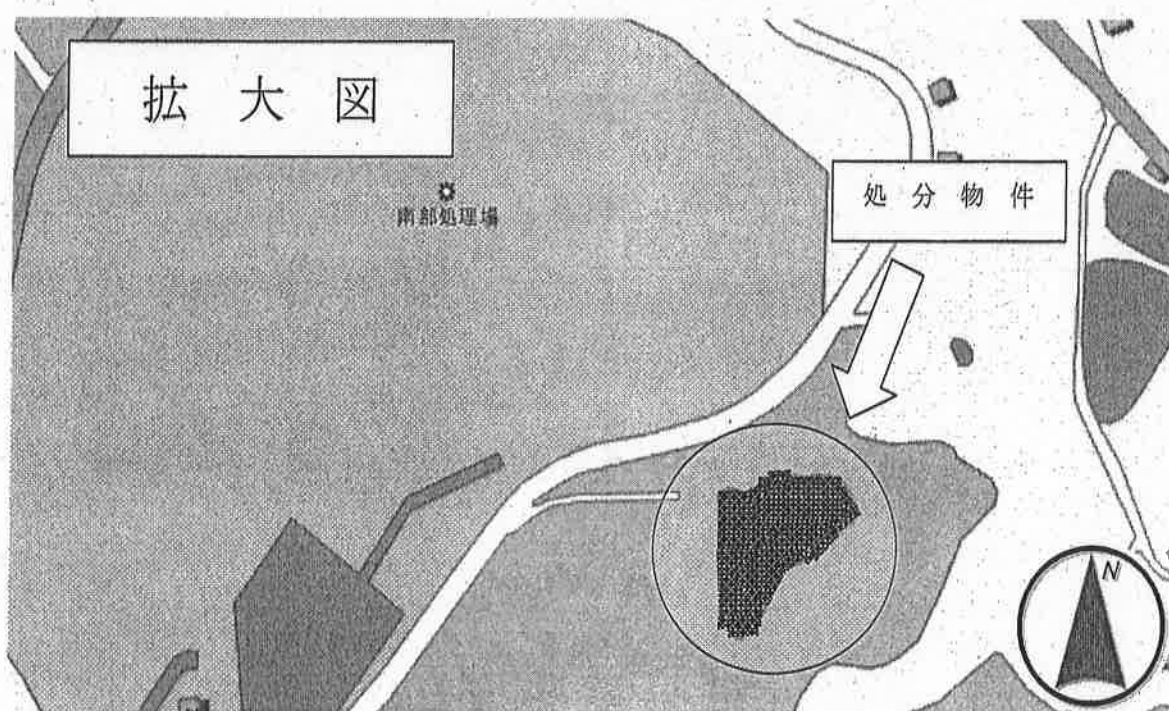
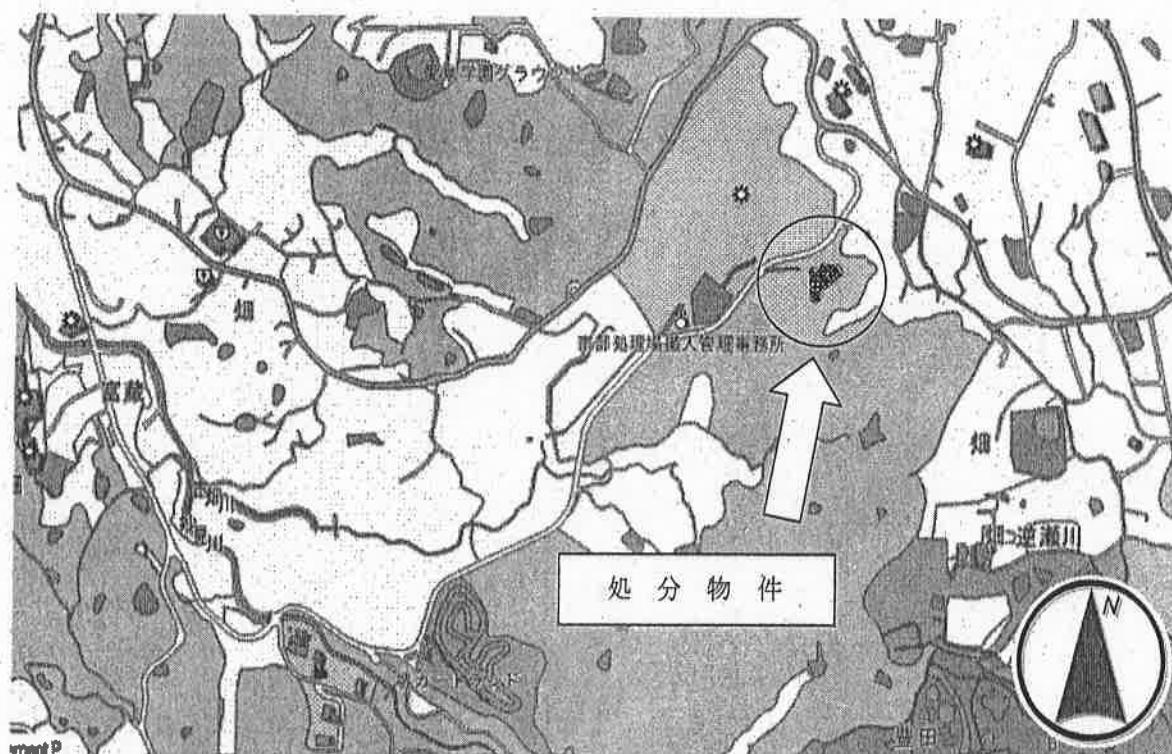
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金（円）	使途計画	金額（円）	備 考
畑自治会	1,980,000	地元公益事業費	1,590,000	
		堺市に対する納付金	390,000	20%相当額
計			1,980,000	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

〔根 拠〕

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 3 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 1 月 10 日

堺市長 竹 山 修 身

〔専決する理由〕

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

家屋損傷事故（対物）に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 11,398,968 円

2 損害賠償の相手方 堺市堺区 * * * * *

* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 30 年 9 月 4 日（火）午後 1 時 30 分ごろ、堺市堺区戎島町 5 丁 6 番地先の下水道部所管用地に保管していた資材が、飛散防止措置が十分でなかったため暴風により飛散し、この資材が堺市堺区*****の相手方所有の家屋の窓に当たり、ガラスが割れ、家屋内を突き上げるような暴風が入ることとなった。このことにより、相手方家屋の室内建具及び外壁等を損傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 11,398,968 円で合意に至ったものである。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

【根 拠】

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 11 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 1 月 22 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故（対物）に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 2,064,717 円

2 損害賠償の相手方 堺市西区 * * * * *

* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 30 年 9 月 28 日（金）午前 10 時 58 分ごろ、堺市堺区南瓦町 2 番 1 号の堺市総合福祉会館前において、本市車両が信号待ちで三叉路の手前で停車していたところ、前方から来た対向車の右折の車幅が確保できなかったため、後方確認しながら本市車両を後退させたが、後方確認が不十分であったため、三叉路を右折しようとしていた相手方車両に本市車両の左後方が接触し、左運転席ドアを損傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 2,064,717 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

〔根拠〕

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
9	31.1.11	77,231	兵庫県芦屋市* *****	*****	平成30年10月1日(月) 午後0時45分ごろ、堺市堺区南瓦町3-1堺市役所本庁舎敷地内において、一時保護所職員が本市車両を後退させた際、相手方所有の車両に接触し、損傷させたものの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
72	30.12.25	143,132	堺市堺区* * * ***** ***** *****	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市堺区協和町4丁363番地10事業用地に本市が設置していたパネルゲートが台風による突風に煽られ破損し、その破片が、堺市堺区協和町4丁345番地協和町東団地15号館南側駐車場に駐車していた相手方所有の車両に接触し、損傷させたもの。
73	30.12.25	256,856	堺市堺区* * * ***** ***** *****	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市堺区協和町4丁363番地10事業用地に本市が設置していたパネルゲートが台風による突風に煽られ破損し、その破片が、堺市堺区協和町4丁345番地協和町東団地15号館南側駐車場に駐車していた相手方所有の車両に接触し、損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
68	30.12.14	55,018	堺市中区*** ****	*****	平成 30 年 5 月 22 日 (火) 午後 2 時ごろ、堺市中区 土塔町 2117-16 地先にお いて、相手方が市道土 塔 49 号線を歩行中、舗 装のめくれに足を取られて 転倒し、右足首を骨折し たもの。
69	30.12.14	324,100	大阪市中心区* *****	*****	平成 30 年 8 月 2 日 (木) 午後 3 時ごろ、堺市堺 区甲斐町東 1 丁 10 地先 において、相手方のバイ クが市道大道筋の左車 線を走行中、右側車線に 設置されていたラバーコー ンが飛んできてバイクの右 側に接触し、カウル等を 破損させたもの。
71	30.12.17	140,346	堺市美原区丹上 315-1	大 長 運 輸 (株) 代 表 取 締 役 芳 仲 秀 訓	平成 30 年 9 月 4 日 (火) 午後 2 時ごろ、本市の丹 上資材置場にあった仮設 用進入防止フェンスが、 台風 21 号の接近にも関 わらず、その対策が不充 分であったことに起因して 飛ばされて、堺市美原区 丹上 327-6 の相手方車 両に当たり損傷させたも の。
74	30.12.27	42,038	堺市中区*** ***** **	*****	平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午後 3 時ごろ、堺市堺 区出島海岸通 4 丁 3-1 地先において、西部地域 整備事務所職員が本市 車両にて左折のため交差 点に進入したところ、右 側から直進して来た相手 方車両と接触し、負傷さ せたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
75	30.12.27	171,040	大阪市天王寺区 上汐3丁目1-19	株式会社ＴＯ プランニング 代 表 取 締 役 大 神 敏 夫	平成30年10月10日(水) 午後3時ごろ、堺市堺 区出島海岸通4丁3-1 地先において、西部地域 整備事務所職員が本市 車両にて左折のため交差 点に進入したところ、右 側から直進して来た相手 方車両と接触し、損傷さ せたもの。
1	31.1.8	5,600	堺市堺区 ** ***** ***** **	*****	平成30年10月30日(火) 午後9時40分ごろ、堺 市堺区賑町2丁1地先 において、相手方が市道 永代3号線の車道を自 転車で走行中、舗装の めくれのくぼみに、自転 車の前輪及び後輪がはまり、 タイヤを損傷させたもの。
70	30.12.17	497,601	堺市堺区 ** ***** **	*****	平成30年11月3日(土) 午前10時25分ごろ、 堺市堺区北三国ヶ丘町 3丁1地先において、相 手方車両が市道今池三 国ヶ丘線を走行中、ケヤ キの枝が落下し、相手方 車両を損傷させたもの。

(消防局)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
67	30.12.1	430,000	堺市南区 ** *****	*****	平成30年10月21日(日) 午前11時40分ごろ、 堺市南区新檜尾台3丁 7番地先において、南消 防署福泉出張所職員が 小型水槽付消防ポンプ自 動車を走行させ車両を後 退した際に、相手方車両 前部バンパーと、本市車 両後部が接触し、相手 方車両を損傷させたもの。

(消防局)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
2	31.1.8	55,280	堺市北区*** *****	*****	平成30年11月18日(日) 午前7時45分入電の救 急事案において、午前 7時57分ごろ、堺市北 区金岡町1820地先路上 にて、北第2救急隊が 傷病者を救急車内に収 容した後、救急車のバッ クドアを閉めようとし た際、傷病者家族の頭 部にバックドアが接触 し傷病者家族を負傷さ せたもの。

(学校教育部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
8	31.1.11	121,997	堺市北区*** ***** **	*****	平成29年7月26日(水) 午前10時30分ごろ、 堺市北区百舌鳥梅北町 3丁115-1地先において、 支援教育課職員が本市 車両を運転中、アクセル 操作を誤ったため、赤信 号で停車していた相手方 車両の後部に追突し、負 傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第 3 項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
4	31.1.10	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市 営***** *****の住宅の明渡 し並びに住宅使用料 208,000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	*****
5	31.1.10	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 ***** *の住宅の明渡し及 び住宅使用料相当 損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	***** *****
6	31.1.10	訴えの提起について	堺市東区***** **堺市営***** *****の住 宅の明渡し並びに住 宅使用料 237,300 円 及び住宅使用料相 当損害金	堺市東区** ***** 堺市営***** *****	*****
7	31.1.10	訴えの提起について	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****の住宅の 明渡し並びに住宅使 用料 127,000 円及び 住宅使用料相当損 害金	堺市西区*** ***** *** 堺市営***** *****	*****

及び第 4 項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 208,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 208,000 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 平成 30 年 10 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、平成 30 年 9 月 23 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 237,300 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 237,300 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 127,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 127,000 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(文化部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
10	31.1.21	堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)	大阪市中央区南船場1丁目14番10号	大成建設株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 加賀田健司	変更前 9,830,628,720 円 (消費税額等 728,194,720 円) 変更後 9,969,550,048 円 (消費税額等 738,485,188 円)

(道路部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
12	31.1.23	南海高野線初芝1号踏切道改良工事	大阪市中央区難波五丁目1番60号	南海電気鉄道株式会社 取締役社長 遠北光彦	変更前 358,690,000 円 (消費税額等 5,314,000 円) 変更後 367,469,000 円 (消費税額等 6,385,000 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
138,921,328 円 (消費税額等 10,290,468 円)	工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
8,779,000 円 (消費税額等 1,071,000 円)	管更生 ヒューム管 内径 400mm 変更前 L=0.0m 変更後 L=18.0m	本踏切を横断する雨水排水管については、設計時には点検孔から目視調査によりひび割れや漏水がないことを確認していた。しかしながら、工事着手後に、管上部にある既設のコンクリート製踏切舗装板を撤去したところ、管を保護するコンクリート表面にひび割れが発見された。このため、再度管内状況を詳細にカメラ調査した結果、管内中央部でも管軸方向のひび割れが確認された。管軸方向のひび割れがある状況では、レールの振動により管が破損し、鉄道の運行上、重大な事故につながるおそれがあるため、検討の結果、管の入れ替えより安価で、早期に所定の強度確保が可能となる管更生による対策を行うもの。

取組内容	おもしろい点	(期) 掲載頁
会誌「ふたつ」に掲載のふたつ は、ふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ	ふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ	（平成31年） （第1回） （第2回）

取組内容	おもしろい点	(期) 掲載頁
会誌「ふたつ」に掲載のふたつ は、ふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ	ふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ のふたつはふたつはふたつ	（平成31年） （第1回） （第2回）

平成31年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）

平成31年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

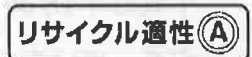
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0087

※元号

平成31年4月30日の天皇退位、翌5月1日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成31年4月後の元号についても「平成」表記で統一している。



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。